

## 要望・申し入れ・談話

2014年9月22日  
日本共産党埼玉県委員会  
日本共産党埼玉県議会議員団  
団長 柳下 礼子

### 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区等の改定についての提案

党県議団の提案の基本的な考え方をご説明します。

第1は、県議会議員選挙を半年後に控えたことを考慮して、最低限の提案に留めたことです。本県の議員定数は1978年(昭和53年)に94とされて以来据え置かれてきました。この間本県の人口は、1979年の482万人から2010年の719万人へと増加しています。民意の反映という観点からは、大幅な議員定数増が図られるべきですが、それには十分な研究と検討が必要と考え、今回は見送りました。

第2は、1票の格差をすべて2未満に抑えたことです。また人口の多い選挙区の定数が、人口の少ない選挙区の定数より少ない「逆転現象」も解消しています。議員一人あたりの人口が2倍を超えるということは、1人が2票を行使するに等しく、憲法の平等原則に基づく「人口比例原則の緩和の程度は、1対2を超えることは許されない」(87年最高裁)という判例にも反するものです。

特例的に定数増減を行なうという公選法第15条第8項但し書きの取扱も廃止しています。

第3は、公職選挙法の改正の趣旨を生かして、市町村の単位を優先し、飛び地を解消しました。

第4に、同じく公職選挙法改正の趣旨から、政令市であるさいたま市を区単位の選挙区から合区して、衆議院小選挙区単位としました。小選挙区制は、議席に結びつかない死票が多く、立候補者の減少・無投票区の増加など民意の反映という点で重大な欠陥をもっております。直近の県議会議員選挙でも1人区で11選挙区が無投票に、2人区で1選挙区が無投票となりました。したがって政令市を、より民意の反映が可能で、これまでの住民感情から理解を得やすい衆議院小選挙区単位で3つに分割したものです。

以上

埼玉県議会議員の選挙区別定数配分表  
(平成22年国勢調査人口【確定値】)

## 【確定事項】

・合併特例廃止：加須市、久喜市

## 【基本方針】

①定数：94

②1票の較差：2倍以内を目標

③衆院小選挙区特例の取扱い：市町村単位を優先（ふじみ野市、鴻巣市、春日部市）

④公選法第15条第8項ただし書きの取扱い：廃止

⑤飛び地の取扱い：解消（秩父市と秩父郡）、（本庄市と児玉郡）

⑥政令市（さいたま市）：衆院小選挙区で3選挙区に分割

・その他の合区：（東松山市と吉見町）、（川越市と川島町）、（ふじみ野市と三芳町）、（幸手市と杉戸町）

・（越谷市と松伏町）、（日高市と毛呂山町、越生町）、（上尾市と伊奈町）

No	選挙区	平成22年 国勢人口 (確定値)	配当基数	原則 配分 A	但書 適用 B	B-A	議員1人当 たり人口 C	Cと最 小 区人口と の比	構成市町村名
1	南1区	243,855	3,186	3	3		81,285	1.446	草加市
2	南2区	561,506	7,336	7	7		80,215	1.427	川口市
3	南3区	427,202	5,582	6	6		71,200	1.266	さいたま市の一部（西区、北区、大宮区、中央区）
6	南6区	523,333	6,838	7	7		74,762	1.330	さいたま市の一部（見沼区、浦和区、緑区、岩槻区）
8	南8区	271,899	3,552	4	4		67,975	1.209	さいたま市の一部（桜区、南区）
13	南13区	266,420	3,481	3	3		88,807	1.580	上尾市・伊奈町
14	南14区	74,711	0,976	1	1		74,711	1.329	桶川市
15	南15区	68,888	0,900	1	1		68,888	1.225	北本市
16	南16区	119,639	1,563	2	2		59,820	1.064	鴻巣市の一部（旧鴻巣市、旧吹上町）
17	南17区	69,611	0,909	1	1		69,611	1.238	志木市
18	南18区	158,777	2,074	2	2		79,389	1.412	新座市
19	南19区	71,502	0,934	1	1		71,502	1.272	蕨市
20	南20区	123,079	1,608	2	2		61,540	1.094	戸田市
21	南21区	129,691	1,694	2	2		64,846	1.153	朝霞市
22	南22区	80,745	1,055	1	1		80,745	1.436	和光市
23	西1区	341,924	4,467	4	4		85,481	1.520	所沢市
24	西2区	149,872	1,958	2	2		74,936	1.333	入間市
25	西3区	83,549	1,092	1	1		83,549	1.486	飯能市
26	西4区	155,727	2,035	2	2		77,864	1.385	狭山市
27	西5区	144,401	1,887	2	2		72,201	1.284	ふじみ野市の一部（旧上福岡市）・三芳町
28	西6区	106,736	1,395	1	1		106,736	1.899	富士見市
29	西8区	364,817	4,766	5	5		72,963	1.298	川越市・川島町
30	西9区	109,064	1,425	1	1		109,064	1.940	日高市・毛呂山町、越生町
32	西11区	101,700	1,329	1	1		101,700	1.809	坂戸市
33	西12区	69,990	0,914	1	1		69,990	1.245	鶴ヶ島市
34	西14区	111,178	1,453	1	1		111,178	1.978	東松山市・吉見町
35	西15区	96,846	1,265	1	1		96,846	1.723	滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町
36	北1区	111,574	1,458	1	1		111,574	1.985	秩父市・横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村
38	北4区	138,962	1,816	2	2		69,481	1.236	本庄市・神川町、上里町、美里町
39	北5区	180,392	2,357	2	2		90,196	1.604	深谷市、寄居町
40	北6区	203,180	2,655	3	3		67,727	1.205	熊谷市
41	東1区	85,786	1,121	1	1		85,786	1.526	行田市
42	東2区	56,204	0,734	1	1		56,204	1.000	羽生市
43	東3区	115,002	1,503	2	2		57,501	1.023	加須市の一部（旧加須市）
44	東5区	154,310	2,016	2	2		77,155	1.372	久喜市の一部（旧久喜市）
45	東6区	63,309	0,827	1	1		63,309	1.126	蓮田市
46	東7区	83,913	1,096	1	1		83,913	1.493	久喜市の一部（旧葛蒲町）、白岡市、宮代町
47	東8区	237,171	3,099	3	3		79,057	1.406	春日部市の一部（旧春日部市）
48	東9区	357,466	4,670	5	5		71,493	1.272	越谷市・松伏町
49	東10区	82,977	1,084	1	1		82,977	1.476	八潮市
50	東11区	131,415	1,717	2	2		65,708	1.169	三郷市
51	東13区	100,935	1,319	1	1		100,935	1.795	幸手市・杉戸町
52	東15区	65,298	0,853	1	1		65,298	1.161	吉川市
計		7,194,556		94	94		76,538		

1票の較差	1.985
-------	-------